

令和6年第3回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和6年3月11日（月）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 正木善昭

2番 大井栄一

3番 中野 栄

4番 三須清一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川村泉治

8番 根本 博

9番 大炊三枝子

10番 田口 忠

4. 出席農地利用最適化推進委員

相馬英里

香取典男

加賀文志

戸邊 眞一

齊藤剛廣

長島 操

5. 欠席農地利用最適化推進委員

渡邊 一郎

6. 出席事務局職員

局長 柏木幸昌

農地係長 遠藤幸廣

主任 片桐圭悟

主査 富塚隆則

7. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 4 号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について
- 報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について
- 報告第 6 号 生産緑地のあっせんについて

三須清一会長 ただいまから、令和6年第3回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

令和6年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震により、犠牲となられた方々とそのご遺族に対し心より哀悼の意を表します。

また、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から今日で13年目を迎えます。

これより、犠牲者の方々のご冥福をお祈りし、黙禱を捧げたいと思います。

委員の皆様ご起立ください。

黙禱

黙禱を終わります。

ご着席ください。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2番 大井栄一委員

3番 中野 栄委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」2件、議案第3号「農用地利用集積計画（案）について」新規1件、再設定2件、中間管理機構11件、所有権移転6件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3号の規定による許可申請について」下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日 令和6年3月11日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,044平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇の南西側約700mに位置しています。

位置図は、議案資料の3ページをご覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。

農業経営拡大のため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で、譲受人・譲渡人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみ約1.25ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間100日、妻が150日、子が2人で10日ずつ、父が100日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

農地については全て効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

整理番号1番整理番号2番は、同一事業のため、一括して審議いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日 令和6年3月11日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料は8ページからとなります。

整理番号1番整理番号2は、一括して説明いたします。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、面積は335.35平方メートルの使用貸借権を設定するものです。

転用目的は、実家に近い祖父所有の土地に自己住宅を建設すること及び、道路部分後退をするものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約300mに位置しています。

位置図は、議案資料の13ページをご覧ください。

上水は祖父所有の西側隣地から引き込み、雨水は雨水浸透柵を設置し宅地内に浸透し、下水は浄化槽で処理後、宅内浸透します。

また、資力については、全額借入金で賄う予定で、住宅ローン事前審査結果で確認しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第2号について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲渡人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、平坦地で盛り土、切土もなく、雨水は敷地内浸透処理し、隣接する農地に影響がないことを確認いたしました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地利用集積計画（案）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、我孫子市長から、農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日 令和6年3月11日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は27ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、新規1件、再設定2件、中間管理機構11件、所有権移転6件です。

整理番号1番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は79平方メートルです。

権利の設定を受ける者は合同会社くいしんぼう組で、権利を設定する者は我孫子市です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号2番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は4,426平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は3年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号3番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇〇地先の地目畑2筆、面積は445平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇の農業者で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は1年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号4番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田4筆、合計面積は9,761平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号5番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田4筆、合計面積は4,889平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号6番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は956平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号7番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田4筆、合計面積は4,017平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10あたりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号8番、賃借権を新規設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の地目田3筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は14,126平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号9番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,468平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定するものは〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号10番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,476平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受けるものは〇〇の農業者で、権利を設定するものは、〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号11番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,676平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県協会、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号12番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,068平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号13番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は4,059平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号14番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,000平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は有限会社沼南ファーム、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号15番、所有権を移転する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,614平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇の農業者で、権利を設定する者も〇〇の方です。

整理番号16番、所有権を移転する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,031平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。

整理番号17番、所有権を移転する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,584平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。

整理番号18番、所有権を移転する農地は、〇〇〇地先の地目田5筆、合計面積は12,792平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇の農業者で、権利を設定する者も〇〇の方です。

整理番号19番、所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇〇の地目畑1筆、面積は1,370平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、合同会社くいしんぼう組で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

整理番号20番、所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,100平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、合同会社くいしんぼう組で、権利を設定する者は〇〇の方です。

なお、整理番号19番と20番については、法人が農地を取得する場合、農地所有適格法人となり得る要件を備えている必要がありますが、提出されている履歴事項全部証明書、定款、農業経営実施計画書等により、要件を全て揃えていることを確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第3号について、調査結果を報告いたします。

整理番号1番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約4.05ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が270日です。

トラクター、農家軽貨物、管理機等を揃えています。

整理番号2番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約3.41ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が50日です。

トラクター、農用自動車、管理機を揃えています。

整理番号3番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.27ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間365日、妻が15日です。

トラクター、耕運機、管理機等を揃えています。

整理番号4番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約10.41ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻が150日、子が20日、父も20日、母も20日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号5番、整理番号6番、整理番号7番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約4.75ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間350日、母が150日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号8番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約18.26ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、母が250日です。

トラクター、コンバイン、農用自動車等を揃えています。

整理番号9番、整理番号10番、整理番号11番、整理番号12番、整理番号13番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約9.62ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が180日、子が160日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号14番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約70.45ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が200日、子が300日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号15番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、自作地のみ約1.77ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間10日、夫も10日、子が250日、子の妻が200日、孫が30日と10日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号16番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め約0.95ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。

軽トラックを所有しています。

整理番号17番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め約4.75ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間350日、母が150日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えております。

整理番号18番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め約13.67ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が30日、父が300日、母が200日、祖父が30日、祖母も30日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号19番、整理番号20番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め約4.05ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が270日です。

トラクター、農家用軽貨物、管理機等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することとしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告を致します。

報告は第1号から6号までの6件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。

届出事由は、駐車場が2件、宅地が1件です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。

届出事由は、自己住宅が1件、事業用地が1件です。

報告第3号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、2件受理しました。

通知の事由は、耕作者変更が1件、所有権移転が1件です。

報告第4号は「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」で、5件受理しました。

あっせんの状況は買受希望です。

報告第5号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、6件受理しました。

届出事由は、相続です。

報告第6号は「生産緑地のあっせんについて」で、2件受理しました。

整理番号1は、令和5年7月総会において生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました〇〇字〇〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番の計2筆、合計面積は558平方メートルで、所有者は〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、我孫子市長より市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、資料、報告第6号整理番号1番のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。

案内図は資料の裏面になります。

整理番号2は、令和5年5月総会において生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました〇〇字〇〇〇〇、〇〇〇〇番〇、面積は1,017平方メートルで、所有者は〇〇の〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、我孫子市長より市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、資料、報告第6号整理番号2番のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。

案内図は、資料の裏面になります。

買取価格については買取希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取価格を設定することとなります。

お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取りを希望する農業者がいましたら3月29日の金曜日までに事務局までご連絡ください。

よろしく願いいたします。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から6号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第3回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。